



ALERT

米国会計関連情報 最近の論点

金融商品の分類及び測定に関する拡大するダイバージェンス

2014年1月のボード会議において、FASBは、金融資産の分類及び測定に関する事業モデルによる評価を今後は審議しないことを決定した。またFASBは、金融資産を取得し管理するうえで企業が行う事業活動に焦点を当てたアプローチ¹を今後は審議しないことも決定した。

【重要な事実】

- スタッフは、負債証券及び貸付金に関する現行のU.S. GAAPの改善を目標として分析を行う。
- これらの目標とする改善について検討したうえで、FASBは負債証券と貸付金の会計モデルを整合させるか、または現行規定のように別々の会計モデルとするかについて検討する。

【重要な影響】

- FASBは、金融資産の分類及び測定に関するIASBの基準書案において、提案された事業モデルによる評価とのコンバージェンスを目指さない方向で検討している²。

FASBは、事業モデルによる評価を今後は審議しないことを決定したうえで、以下について分析を行うよう、スタッフに指示した。

- 当初認識後の売却による適切な影響(少額だが数量の多い売却の検討を含む)
- 罰則規定の要否
- 分類変更を禁止すべきか否か

FASBは、当初認識後の金融資産の売却が分類に及ぼす影響について検討した結果、罰則規定がない場合、当初想定していたよりも多くの負債証券が償却原価で測定される結果になりかねないと懸念を示した。またFASBは、罰則規定や類似する他の規定を設けることにより、多くの貸付金が公正価値で測定されることになるか否かについても検討した。

1 ASU案「金融資産及び金融負債の認識及び測定」2013年2月14日。www.fasb.orgより入手可能。IASB ED/2012/4「分類及び測定:IFRS第9号(2010年)の限定的修正」。www.ifrs.orgより入手可能。

2 詳細についてはIssues In-Depth No. 13-2「金融商品の分類及び測定に関するFASBのモデル案の適用」、及びDefining Issues No. 13-56「金融商品の減損と分類及び測定に関するIFRSとのコンバージェンスは達成されない見込み」を参照。いずれもwww.kpmginstitutes.com/financial-reporting-networkより入手可能。

これらの目標とする改善について検討したうえで、FASBは負債証券と貸付金の会計モデルを整合させるか、または現状維持とするかについて検討することとなる。負債証券と貸付金の両方に同様のアプローチを適用することにより複雑性は緩和される可能性があるが、同時に予想していない結果がもたらされる可能性もある。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 US GAAPアドバイザリー室

e-Mail: AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
Jan. 2014 No. 14-5をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようにご注意願います。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニュースレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。